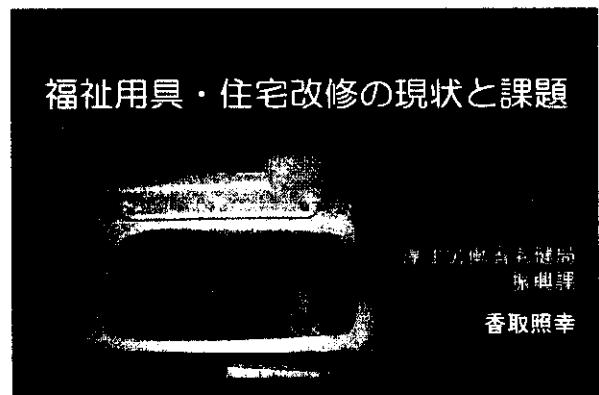
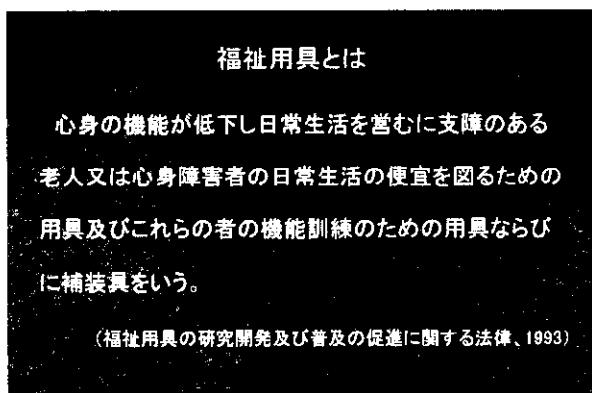


6. 振興課報告資料



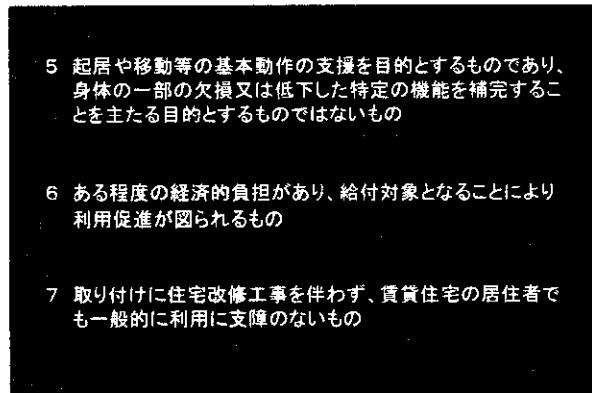
1. 介護保険制度における 福祉用具・住宅改修の考え方



介護保険における福祉用具の範囲の考え方

第19回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会TH10.6.24

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品ではなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
- 4 在宅で使用するもの



介護保険における居宅福祉用具購入費の 対象用具の考え方

- 1 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができるなどとの考え方から原則貸与
- 2 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定する
 - 1) 他人が使用したものと専用用具との心理的抵抗感のないもの（入浴・排せつ専用用具）
 - 2) 使用しないものとの形状・品質が変化し再度利用が困難な場合（つり上げ式リフトのつり具）

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係わる 福祉用具の種目(1)

- 1 車いす
自走用標準車いす、普通型電動車いす又は介助用標準車いすに限る。
- 2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- 3 特殊寝台
サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
 - 一 肢部又は脚部の横斜角度が調節できる機能
 - 二 床板の高さが無段階に調節できる機能
- 4 特殊寝台付属品
マットレス、サイドルーラー等であって、特殊寝台と一緒に使用されるものに限る。
- 5 じよう健予防用具
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 送風装置又は空気圧調節装置を備えた空気マット
 - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- 6 位体保持器
空気バッジ等を体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係わる 福祉用具の種目(2)

- 7 手すり
取り付けに廻し工事を伴わないものに限る。
- 8 スローブ
段差解消のためのものであって、取付けに廻し工事を伴わないものに限る。
- 9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を回む把手等を有するもの
 - 二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることができるものの
- 10 歩行補助つえ
松葉づえ、カナダーアン・クラッチ、ロフトランプ・クラッチ及び多点杖に限る。
- 11 痴呆性老人徘徊感知機器
痴呆性老人が屋外へ出ようとした際等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
- 12 移動リフト(つり具の部分を除く。)
床走行式、固定式又は積臺式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る 特定福祉用具の種目

- 1 腹巻便座
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの
 - 二 洋式便座の上に置いて腰掛を有するもの
 - 三 腰掛式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
 - 四 便座、パケツ等があり、移動可能である便座(居室において利用可能であるものに限る。)
- 2 特殊原器
駆が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行なう者が容易に使用できるもの
- 3 入浴補助用具
浴槽の条件、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 入浴椅子
 - 二 浴槽用椅子
 - 三 浴槽内すい
 - 四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
 - 五 浴室内外すい
 - 六 浴槽内外すい
- 4 簡易浴槽
聖水洗浄は折りたたみ式等で簡単に移動できるものであって、取水または排水のために工事を行わないもの
- 5 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具貸与及び購入

都道府県知事が福祉用具貸与事業者を指定

支給限度額：要介護度別の支給限度基準額の範囲内(1割負担)

貸与価格：自由価格

支給限度額：10万円(償還払い、1割負担)／同一年度

購入価格：自由価格

◆扶助金申請の際の種別は「扶助料」または「新規本件用料」で提出

告示の改正にあたっては、学識経験者や実務者等で構成する介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において改正の妥当性等について検討される。

住宅改修

支給限度額：20万円(償還払い、1割負担)

・公益性、個人資産の形成

・標準的な単価

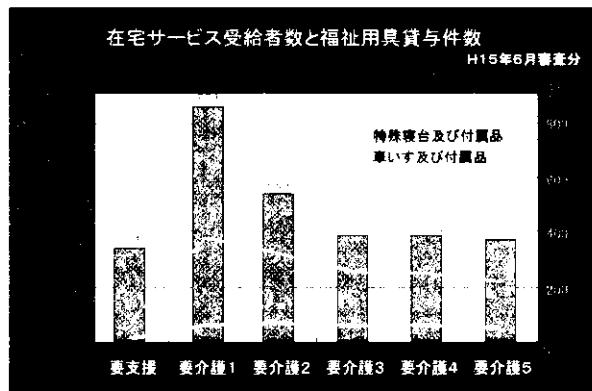
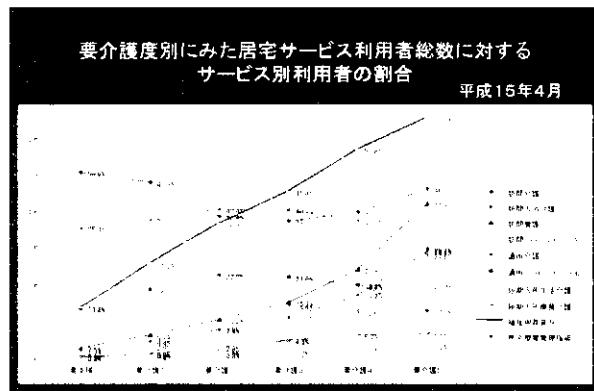
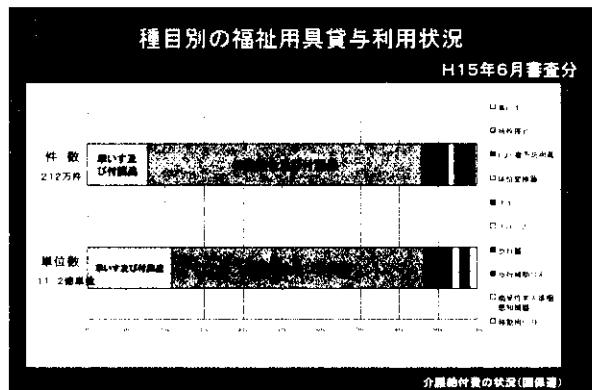
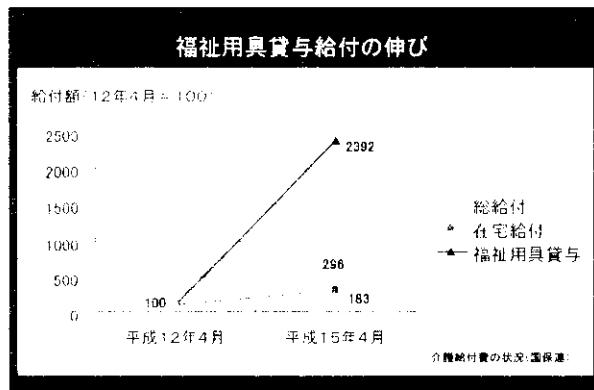
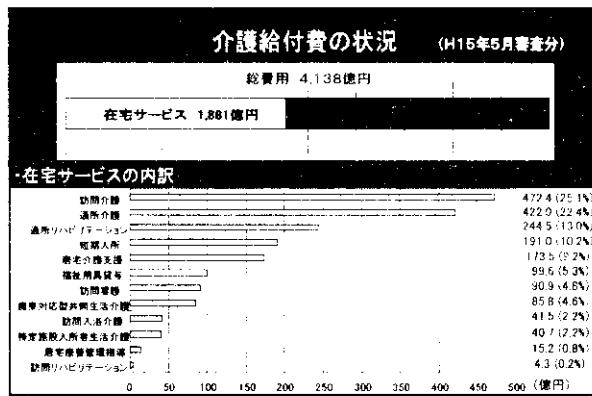
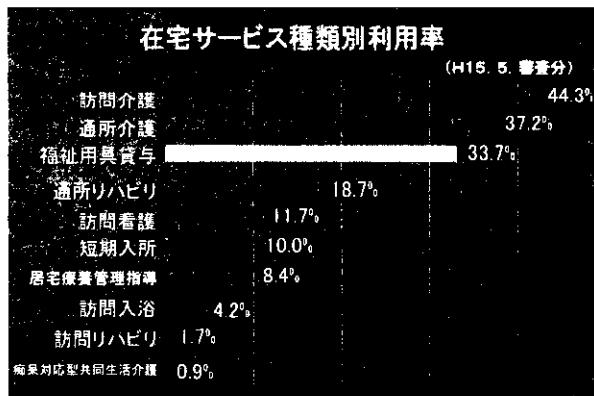
価格：自由価格

手すりの取付け(トイレ、浴室、廊下)	10万円
新設壁面(2か所、三角材設置等)	4万円
手すりの取付け(トイレ、浴室)	10万円
新設壁面(壁面の裏土)	10万円

被用具

- 1 手すりの取付け
- 2 施設の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他1~5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

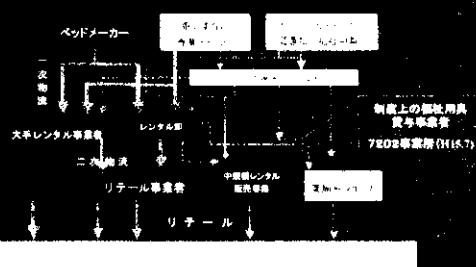
2. サービスの利用状況



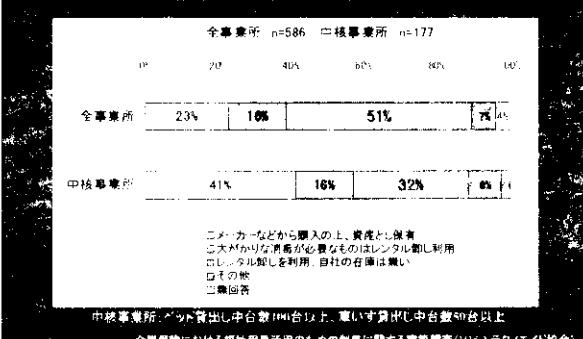
3. 現状と課題



介護保険福祉用具の流通構造

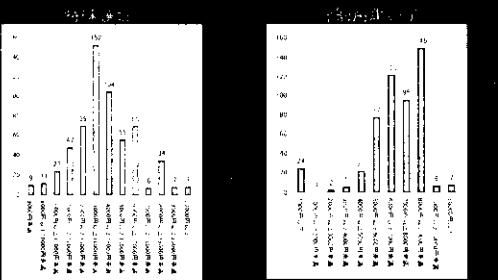


福祉用具の流通ルート

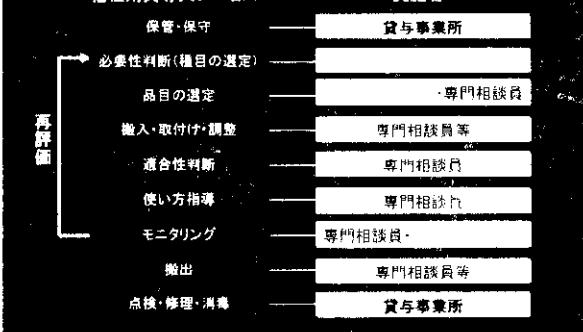


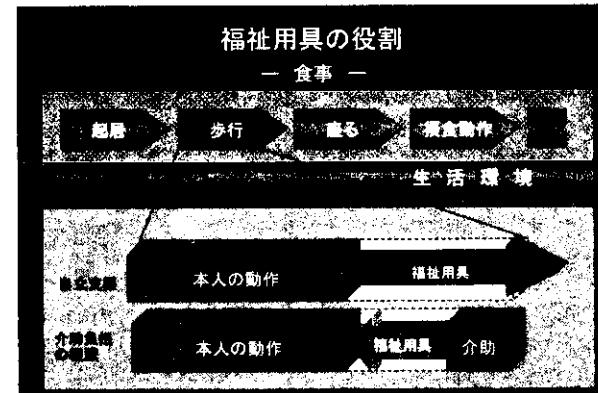
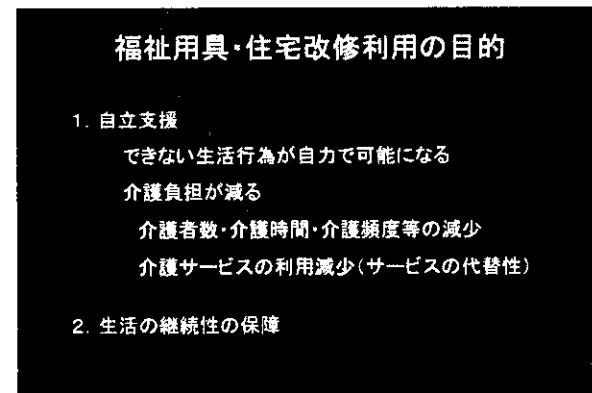
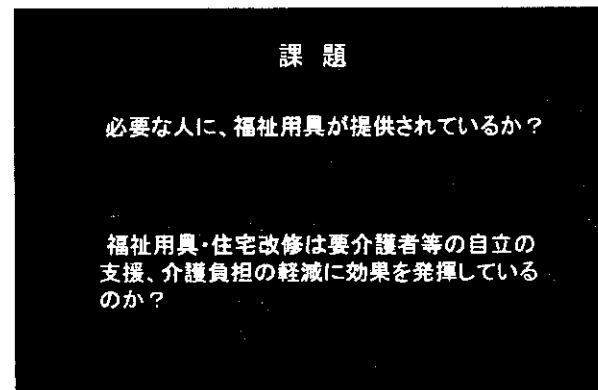
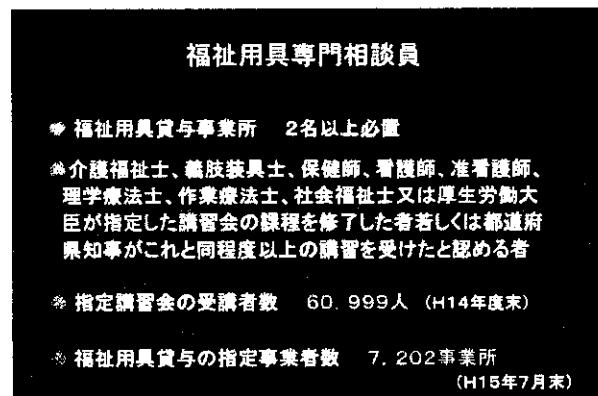
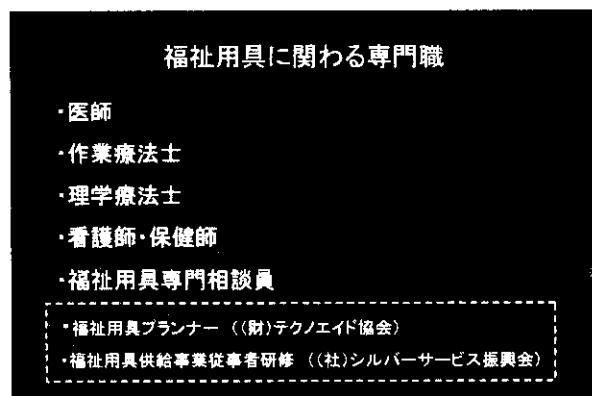
介護保険福祉用具のレンタル料金

一 居宅介護支援専門員に対するアンケート調査 一



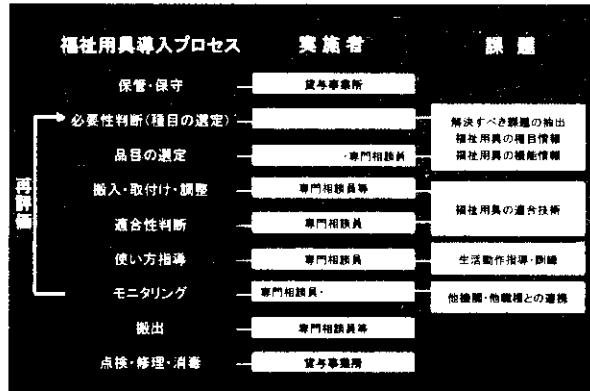
福祉用具導入プロセス





自立支援に資するのか疑問なプラン事例

- 要支援者に対する単なる家事代行
生活自立能力(意欲)を引き出すことなく漫然と掃除・洗濯・買物・炊事等を代行(提供)する訪問介護
- 要支援・要介護1レベルに提供される電動ベッド
単なる一般ベッドの代用に過ぎず高齢者・障害者の弊害の方が大きい。
移乗・起居動作に問題あっても手すり・バー等他の安価な用具で十分代替可能で費用的に適切でない。移動用リフトにも同様の問題あり
- 要支援・要介護1レベルに提供される車いす
軽度者の要介護度の低下は下肢機能の低下から始まるケースが一般的。安易な車いすの使用は要介護度の低下を助長。
できるだけ自力で歩いてもらうことが重要

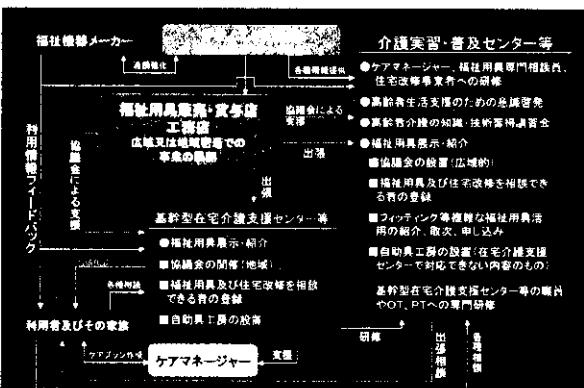


参考資料

福祉用具・住宅改修の普及・適切な活用の促進策

1. 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業
2. 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業
3. 福祉用具・住宅改修研修事業

事業者研修事業、介護支援専門員等研修事業
在宅介護支援センター職員等研修事業



介護保険福祉用具・住宅改修評議検討会の位置付け

